

入札説明書

令和８年７月２７日さいたま市告示第１２２８号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

１ 件名

さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（南・桜区）

２ 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市入札参加資格者名簿(物品等)（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「建築物管理」で登載され、かつ、さいたま市内に本店又は主たる事務所を有する者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
 - イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) １の業務に参加を希望する者は、さいたま市西区、北区、大宮区（ただし大原６丁目及び７丁目を除く。）、見沼区又は岩槻区において、家庭系一般廃棄物収集運搬業務（家庭ごみの収集所から収集する業務）の契約実績を有する者であること。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加しないこと。
- (6) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (7) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等に関する質問及び回答

告示、入札説明書及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 質問の提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電子メール haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

(2) 質問の様式

質問は所定の様式を用い、電子メールに添付して 2(1)のアドレス宛に送信すること。
また、電子メールのタイトルは、さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（南・桜区）とすること。

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出期間

令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 4 時まで

(5) 質問の到着確認

必ず到着確認の電話を告示 4(3)の連絡先まですること。

(6) 質問に対する回答は、全入札参加者へ令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午後 5 時までに電子メールで回答する。

(7) 再質問

実施しない。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (ア) 欠格条項に該当しない者である旨の申出書
- (イ) ごみ収集運搬業務契約書の写し（過去1年分）
- (ウ) 定款及び商業登記事項証明書
- (エ) 直前3年間の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

(3) 受付期間

告示日から令和8年8月10日(月)午後4時まで（ただし、持参の場合は休日を除く、午前8時30分から午後4時まで）

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課（家庭系ごみ係）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1336（直通）

F A X 048-829-1991

電子メール haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

5 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の納付期限 令和8年8月10日（月）
- (2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関
- (3) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を納付期限までに提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

6 入札保証金の納付免除に関する事項

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和8年8月10日（月）午後4時までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア （1）アに該当する場合 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し、及び履行を証明する書類の写し（2件分）

※ただし、２（２）イと兼ねることができます。

イ （１）イに該当する場合 入札保証保険証券の原本

7 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の１１０分の１００の価格の範囲内で、最低制限価格の１１０分の１００の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、令和８年８月２６日（水）午前１０時を開札時刻とする再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とし、

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

再度入札は１回とします。また、再度入札の開札時刻までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとします。

(4) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

8 スライド条項の適用について

(1) 本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、２年目以降の契約金額を変更することができます。従って、２年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

(2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

(3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

ア 提出期限

落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して7開庁日まで

イ 提出先

3(1)のとおり

9 その他

(1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。

(2) 入札参加者は、本入札説明書及び参考規程類を熟読し、遵守すること。

(3) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

(4) 契約手続等

契約予定日 令和8年9月9日（水）

(5) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第 1 条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から 1 2 月を経過した後
に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適當となっ
たと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料
(契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をい
う。以下この条において同じ) と変動後業務委託料(変動後の賃金及び物価を基礎
として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ)
との差額のうち変動前業務委託料の 100 分の 1 を超える額につき、契約金額の変更
に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金
及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項に係る特記
仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を
基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して
定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、
委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度
行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直
前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者
に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項の請求を行った日又は受けた
日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を
定め、委託者に通知することができる。